（経過措置）

2　電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者は、この省令の施行の日以降遅滞なく、電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十七号）に基づき算定したこの省令による改正後の一般送配電事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令第二条第一項に規定する事業者間精算単価に係る同令第五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を、経済産業大臣に提出しなければならない。

3　前項の規定により提出した事項に変更があったときは、遅滞なく、その変更に係る書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

○経済産業省令第五十二号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第十八条第一項及び同法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の電気事業法第三項並びに電気事業法第十八条第一項及び第四項の規定に基づき、電源線に係る費用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

電源線に係る費用に関する省令の一部を改正する省令

電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百五号）」を「、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）及び一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）」に改め、同条第二項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条第三項第一号中「離島」を「特定離島」に改める。

第二条第二項第五号中「特定規模電気事業者」を「特定規模電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の電気事業法（以下「旧電気事業法」という。）第二条第一項第八号に規定する特定規模電気事業者をいう。）」に改め、同項第六号及び第七号中「開始する」を「開始した」に改める。

第三条第一項を削り、同条第二項中「第二十四条の三第一項に規定する託送供給約款」を「第十八条第一項の認可の申請又は同条第五項の規定による届出をしようとする託送供給等約款」に、「一般電気事業託送供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百六号）」を「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則」に改め、「、原子力発電費」を削り、同項を同条とする。

第四条第二項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「供給約款で設定する料金及び託送供給約款」を「託送供給等約款」に改める。

附則第二条を削り、附則第三条を附則第二条とし、附則に次の一条を加える。

（みなし小売電気事業者に係る経過措置）

第三条　改正法附則第十八条第一項の認可の申請又は改正法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第十九条第四項の規定による届出をしようとする改正法附則第十八条第一項の特定小売供給約款（以下単に「特定小売供給約款」という。）で設定する料金を算定するに当たっては、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則に定めるもののほか、この省令の定めるところにより、電源線に係る費用を水力発電費、火力発電費、原子力発電費又は新エネルギー等発電費に整理するものとする。

2　第二条の規定にかかわらず、みなし小売電気事業者は、電源線に係る費用の範囲を特定することが困難である場合においては、当該特定困難な範囲を電源線に係る費用とみなして特定小売供給約款で設定する料金を定めることができる。

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第五十三号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十六条の規定に基づき、渇水準備引当金に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

渇水準備引当金に関する省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、電気事業法及び電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）において使用する用語の例による。

2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　「水力発電電力量」とは、一事業年度において電気事業の用に供するため水力発電所において自ら発電する電力量をいう。

二　「水力受電電力量」とは、一事業年度において電気事業の用に供するため、河川の流量の増減により受給電力量が増減する旨の定めのある受給契約に基づいて他の者から供給を受ける水力発電所において発電した電力量をいう。

三　「水力発受電電力量」とは、水力発電電力量及び水力受電電力量の合計をいう。

四　「火力発電電力量」とは、一事業年度において小売電気事業の用に供するため火力発電所において自ら発電する電力量（他の小売電気事業者にその小売電気事業の用に供するために供給する電力量を除く。）をいう。

五　「火力受電電力量」とは、一事業年度において小売電気事業の用に供するため他の者から供給を受ける火力発電所において発電した電力量をいう。

六　「火力発受電電力量」とは、火力発電電力量及び火力受電電力量の合計をいう。

七　「水力発電単位当たり運転費」とは、水力発電所において発電する電気の発電に要する費用のうち、水力発電電力量の増減に比例して増減する費用の一キロワット時当たりの値をいう。

八　「水力受電平均購入単価」とは、他の者から供給を受ける水力発電所において発電した電気の購入に要する費用のうち、水力受電電力量の増減に比例して増減する費用の一キロワット時当たりの値をいう。

九　「水力発受電単位当たり運転費」とは、水力発電単位当たり運転費と水力受電平均購入単価の水力発電電力量と水力受電電力量による加重平均値をいう。

十　「火力発電単位当たり運転費」とは、火力発電所において発電する電気の発電に要する費用のうち、火力発電電力量の増減に比例して増減する費用の一キロワット時当たりの値をいう。

十一　「火力受電平均購入単価」とは、他の者から供給を受ける火力発電所において発電した電気の購入に要する費用のうち、火力受電電力量の増減に比例して増減する費用の一キロワット時当たりの値をいう。

十二　「火力発受電単位当たり運転費」とは、火力発電単位当たり運転費と火力受電平均購入単価の火力発電電力量と火力受電電力量による加重平均値をいう。

十三　「年間水力発受電電力量」とは、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間（以下「限度額算定期間」という。）に属する事業年度における水力発受電電力量の合計をいう。

十四　「年間水力発受電単位当たり運転費」とは、一の限度額算定期間に属する事業年度における水力発受電単位当たり運転費のそれぞれの事業年度における水力発受電電力量による加重平均値をいう。